

東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者用太陽光発電設備（以下「対象設備」という。）の普及を促進することにより、産業部門及び民生業務部門における地球温暖化防止を推進するため、対象設備の設置に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に所在する工場、店舗、事務所等（以下「事業所等」という。）に対象設備を設置する法人又は個人事業主。
- (2) 補助対象者が対象設備を購入し、所有すること。
- (3) 市長が別に定める日までに対象設備の設置を完了すること。
- (4) 補助金申請時において、市税を滞納していないこと。
- (5) 補助対象者が個人事業主である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、補助対象者が法人である場合にはその法人の役員、その支店、又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又は東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しないこと。
- (6) 設置する対象設備について、過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金」の申請をしていないこと。
- (8) その他別に定める要件を満たしていること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たす対象設備を市内の事業所等に設置する事業とする。

- (1) 未使用品であること。
- (2) 発電した電気が事業所等として使用する部分で消費されていること（全量買取は対象としない）。

(3) 自ら対象設備の仕入れ、設置工事を行っていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の設置に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 本体及び付属機器購入費

(2) 設置工事費

2 前項の規定にかかわらず、国若しくは他の地方自治体の補助金又は寄付金その他の収入がある場合は、前項に規定する補助対象経費からその収入額を差し引いた額を補助対象経費とする。

3 第1項各号の経費であっても、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、発電出力（太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い方の値（kW表示で小数点第2位以下を切捨て））に2万円を乗じて得た額とし、補助対象経費の2分の1又は100万円のいずれか低い額を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金等交付規則の準用)

第6条 補助金の交付に当たっては、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）（以下「規則」という。）の定めるところに準じる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内に、東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請期間を経過した場合であっても、市長が補助金の交付までに通常要すべき標準的な期間を考慮し、必要な事務処理を行うことが可能であると認めたときは、申請を行うことができるものとする。

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 暴力団等の排除に関する誓約書兼暴力団等調査同意書（別紙2）

(3) 対象設備を設置する事業所等の所有者が申請者以外に存在する場合は、その者の対象設備設置承諾書（別紙3）

(4) 履歴事項全部証明書（発行後3カ月以内のもの）（法人に限る。）

(5) 開業届の写し又は青色申告決算書の控えの写し（個人事業主に限る。）

(6) 市税の滞納がない証明書（発行後3か月以内のもの）

(7) 対象設備の設置工事に係る契約書の写し

(8) 対象設備の設置に係る見積書の写し

(9) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの出力が確認できる書類の写し

(10) 対象設備の配置等が確認できる図面

(11) 対象設備の設置予定箇所を示すカラー写真

(12) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請受付は、原則、東大阪市電子申請システムにより行うものとする。

3 補助金の交付予定額が予算額に達したときは、新たな申請は受け付けないものとする。

4 本補助金の申請は、1事業所等につき1申請までとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）又は東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

2 市長は、前項の交付決定に当たって、必要に応じ条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知書を受領した場合において、当該決定の内容等により難いと認めるときは、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付申請取下書（様式第4号）を提出することにより、申請を取り下げることができる。

2 前項の取下書の提出があった場合は、当該申請にかかる補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事業内容の変更又は中止)

第10条 補助事業者は、当該交付決定の内容を変更又は中止しようとする場合は、東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金変更・中止申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、その結果を東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金変更・中止申請結果通知書（様式第6号）により通知する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、対象設備を設置したときは、市長が別に定める日までに、東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、

市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙４）
- (2) 対象設備の設置に係る領収書の写し
- (3) 対象設備の設置工事に係る契約書の写し（ただし、第７条第１項又は第１０条第１項の規定により提出した当該契約書より変更が生じた場合に限る。）
- (4) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの保証書の写し
- (5) 設置した対象設備の太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの出力が確認できる書類の写し（ただし、前号に掲げる書類にて確認できない場合に限る。）
- (6) 設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール及び設置された事業所等の全体を確認できるもの）
- (7) 自家消費であることが確認できる書類の写し（経済産業省発行の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」（ただし、電力会社と電力受給契約を締結する場合で、かつ対象設備が高圧又は特別高圧に該当する場合に限る。）
- (8) 国又は他の地方自治体が実施する補助事業を申請又は申請を予定している場合は、当該事業における補助金額がわかるもの
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第１２条 市長は、前条の報告があった場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付額確定通知書（様式第８号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第１３条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、市長が別に定める日までに東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１４条 市長は、補助事業者から前条の補助金の交付請求があった場合は、当該交付請求に基づき３０日以内に補助金を支払うものとする。

（協力）

第１５条 市長は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 市の地球温暖化防止に関する取組への参加
- (2) その他市長が必要と認める事項

(管理及び処分の制限)

第16条 補助事業者は、対象設備の設置完了日から起算して6年間を経過する日までは市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は上記に規定する期間内に対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、その結果を財産処分承認申請結果通知書(様式第11号)により通知する。

4 市長は、前項の規定により、対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供することを承認した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災等による破損、その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分する場合は、この限りでない。

(帳簿等の整備及び保管)

第17条 補助事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、及び補助対象事業を実施した年度から起算して6年間保管しなければならない。

(状況報告及び調査)

第18条 市長は、当該補助金に係る交付決定及び予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、対象設備の契約状況等の調査及び対象設備の使用状況、帳簿その他の必要な事項について、報告させること、現地調査を行うこと、又は納税状況等調査同意書(別紙5)の提出を求め、納税状況を調査することができる。

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第2条に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (4) 第11条の報告をしなかったとき。
- (5) 対象設備について、償却資産(固定資産税)の申告を適正に行わなかったとき。
- (6) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第20条 市長は、第16条第3項及び前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により返還を命ずるときは、補助金返還金額及び返還期限を決定し、東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金返還決定通知書（様式第12号）により通知する。

（警察署長からの意見聴取）

第21条 市長は、必要があると認めるときは、申請者その他が暴力団、暴力団員、又は暴力団密接関係者であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。